

1. 会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第8回）
2. 日 時	平成23年9月28日（水）15時30分～17時00分
3. 議 案	1. 「当面の具体的な取り組み」の進め方について 2. その他
4. 主な内容	1. 「当面の具体的な取り組み」の進め方について 事務局より、本ワーキング・グループで取り纏めた資料「わが国の証券化市場の現状と課題 ― 市場活性化の観点から ― （証券化商品に関するワーキング・グループの当面の検討課題）」を、8月5日に公表したことが報告された。 そのうえで、上記資料において、本ワーキング・グループの「当面の具体的な取り組み」として掲げた3つの項目（①標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）の利便性向上（フォーマット化等）、②標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）の利用に関するガイドブックの作成、③証券化市場の動向に関する情報発信の充実）について、検討の進め方が議論された。 その結果、「①標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）の利便性向上（フォーマット化等）」については、CMB SとABS等（狭義ABS、RMBS、CLO）の2つのサブ・ワーキング・グループにおいて、具体的な検討を進め、年内を目途に、見直し案を作成し、その後、外部からの意見も聴取したうえで、年度内に、見直し案を完成することを目標とすることとされた。 また、「②標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）の利用に関するガイドブックの作成」については、①の項目の検討と平仄を合わせて検討を行い、「③証券化市場の動向に関する情報発信の充実」については、市場残高調査の実施等について、年内を目途に具体的な内容について議論を行うこととされた。

	議論においては、次のような意見が出された。 ・ 格付規制やバーゼル 2.5 関連でも、S I R P への言及がなされるなど、S I R P への注目は高まっている。S I R P の見直しの要否を検討し、必要に応じて適切な見直しを行うことは、重要である。 ・ S I R P 情報の投資家への提供方法について、現在の慣行の確認を行ったうえで、S I R P の見直しを行うことが必要ではないか。 ・ C M B S については、関連協会において、商品性等の見直しが行われているので、そうした動きと連携をとっていくことが適当ではないか。 ・ 公募商品については、開示府令に基づく目論見書と S I R P との関係に注意する必要がある。さらに、私募商品についても、公募商品との平仄をどう考えるかという論点があるのではないか。 ・ S I R P の項目は、発行時開示と期中報告に分かれているが、それらを区別して考えることも必要ではないか。 ・ 期中報告については、信託銀行やサービサーの実務との関係も意識する必要があるのではないか。 ・ 情報を電磁的方式で提供することについては、関係者間で、さまざまな議論があり得るのではないか。 ・ S I R P のガイドブックは、新規の投資家や証券化商品への投資を中断している投資家を想定し、各項目の意味を説明するなど、分りやすいものにしてはどうか。 ・ S I R P のガイドブックは、完成後に、投資家等に対する広報も行う必要があるのではないか。 ・ 証券化市場の残高調査については、証券会社以外にも協力をお願いする必要があるのではないか。また、今後の調査頻度については、関係者の事務負担にも配慮する必要があるのではないか。 ・ 「証券化市場の動向調査」をベースに残高を調査するのであれば、当該調査以前の案件などフォローが難しいものも出てくるが、市場規模のおおよその把握を行うということでも意味はあるのではないか。
--	--

	2. その他 金融庁より、バーゼルⅡに関する追加Q & A及び資産流動化法関連政府令案が公表されたことについて、事務局より紹介された。
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 自主規制3部（03-3667-8516）